

健生食輸発0908第1号
令和8年9月8日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(インドネシア産カカオ豆の2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸、オーストラリア産トリュフのヘプタクロル及び中国産いちごのパクロブトラゾール)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(最終改正: 令和8年8月27日付け健生食輸発0827第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、インドネシア産カカオ豆、オーストラリア産トリュフ及び中国産いちごについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2から削除

- ・インドネシア産カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)の2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸
- ・オーストラリア産トリュフ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のヘプタクロル

2. 別表第3から削除

- ・インドネシア産カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)の2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「CV. JAPANINDO LESTARI」又は「PT. TURKODOM YUMENAC INDO」であるものに限る。)
- ・オーストラリア産トリュフ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のヘプタクロル(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「TRUFFLE PROJECTS PTY LTD」であるものに限る。)
- ・中国産いちご及びその加工品(簡易な加工に限る。)のパクロブトラゾール(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「QINGDAO POWERFUL TALENT BIO-TECH CO., LTD.」であるものに限る。)